

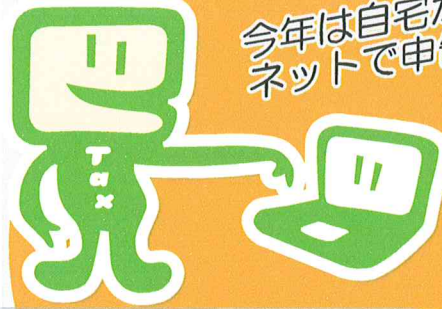
税務署からのお知らせ

「確定申告書を提出される方へ」

イータックス
e-Tax

国税電子申告・納税システム

ご利用案内



国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」
で申告書が作成できます。

www.nta.go.jp

確定申告

検索

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書、青色申告決算書などが作成できます。

作成が終わったら
インターネットで送信

印刷して書面提出も
できるよ!

e-Taxならこんなにいいこと

- ①自宅からネットで申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付がスピーディー

書面提出

e-Taxの準備が間に合わない方は、e-Taxのメリットはありませんが、申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出することもできます。

e-Taxの利用可能時間

平成27年1月13日(火)～
3月16日(月)

▶24時間

(注1) 1月13日(火)は、午前8時30分
からご利用いただけます。
(注2) 土日及び祝日等もご利用いた
ですが、毎週月曜日の午前0時～
午前8時30分まではメンテナンス
のためご利用になれません。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

平成27年1月13日(火)～3月16日(月)

▶9時～20時

(注) 土日及び祝日等のご利用になれません。ただし、
2月22日、3月1日、8日、15日の各日曜日については、
上記受付時間をご利用いただけます。

上記以外の期間 ▶9時～17時

(注) 土日、祝日等及び1月29日～1月3日はご利用になれません。

e-Taxソフト、
確定申告書等作成コー
ナー等のパソコン操作に
関する問い合わせ窓口

e-Tax・作成コー
ナー
ヘルプデスク

e - コクセイ

0570-01-5901

税務署

平成27年1月

申告と納税の期限

- 申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・・・平成27年3月16日(月)
- 消費税及び地方消費税(個人事業者)・・・平成27年3月31日(火)

振替納税を利用した場合の振替日

- 申告所得税及び復興特別所得税の振替日・・・平成27年4月20日(月)
- 消費税及び地方消費税(個人事業者)の振替日・・・平成27年4月23日(木)

確定申告会場は小林税務署です。

【確定申告の相談及び申告書の受付期間】

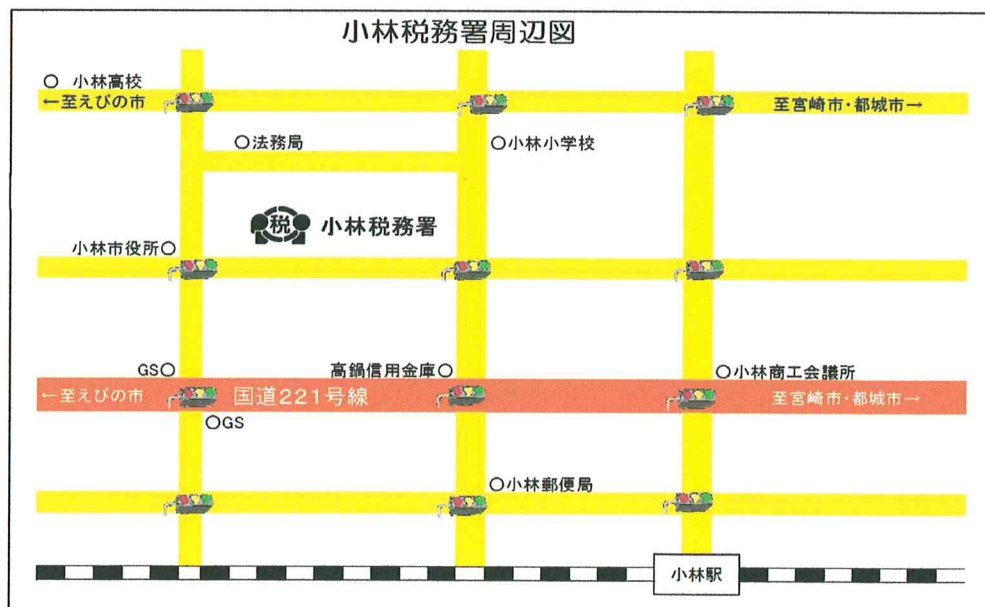
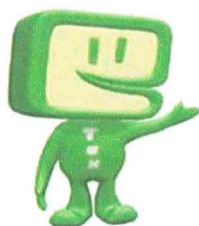
- ◎ 申告所得税及び復興特別所得税
・・・2月16日(月)～3月16日(月)
還付を受けるための申告書は1月から提出できます。
- ◎ 消費税及び地方消費税(個人事業者)
・・・1月5日(月)～3月31日(火)
- ◎ 贈与税・・・2月2日(月)～3月16日(月)

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※申告相談の受付時間は、

『午前9時から午後4時まで』です。

※ 申告期限間際(3月9日～16日)は申告会場の混雑が予想されますので、相談を希望される方は、なるべく早い時期にお越しください。



問合せ先



小林税務署 〒886-8601 小林市細野243-1 ☎0984-23-3126

※ 確定申告に関する一般的な相談は、自動音声案内に従い「0」を選択してください。